刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、船舶類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品類、事務用品類、土木・建設・建築材料、その他

⑵　物品の販売：物品の製造の業種の区分と同じ。

⑶　役務の提供等：広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、翻訳・通訳・速記、ソフトウェア開発、会場等の借り上げ、賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両整備、船舶整備、電子出版、その他

⑷　物品の買受け：立木竹、その他

⑸　建設工事：土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土木・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

⑹　測量・建設コンサルタント等：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

２　申請の時期及びその方法等

⑴　申請の時期

①　物品の製造等の場合　随時申請の受付を行うが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

②　建設工事等の場合　令和５年度当初からの資格付与を希望する者は、令和５年２月２日から令和５年２月28日（郵送の場合は、当日消印有効とする。）までの間に申請すること。この期限後の申請については、随時に受け付けるが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

⑵　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）（物品の製造等）」「申請書（建設工事）」及び「申請書（測量・建設コンサルタント等）」は、別記１に掲げる配布場所において、競争参加資格を得ようとする者に無料で交付する。また、インターネットのホームページにて申請書を出力することもできる。

http://www.fra.affrc.go.jp/cont02/shisetu/index.html

⑶　申請書の提出方法　申請書に次の書類を添付し、別記１の申請場所に持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便）をすること。持参の場合の受付は、土曜・日曜及び祝日を除く10時から17時（ただし、12時から13時を除く。）とする。

①　物品の製造等に係る競争契約の申請を行う場合

ア　登記事項証明書又は登記簿謄本（以下「登記事項証明書等」という。）（法人の場合）若しくはその写し

イ　財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

ウ　営業経歴書

エ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３。以下同じ。）又はその写し

②　建設工事に係る競争契約の申請を行う場合

ア　営業所一覧表

イ　総合評定値通知書の写し

ウ　納税証明書又はその写し

エ　共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

オ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）

カ　申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類

キ　グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

③　測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の申請を行う場合

ア　営業所一覧表

イ　財務諸表類

ウ　登記事項証明書等（法人の場合）又はその写し

エ　登録証明書等（登録を受けている場合）又はその写し

オ　納税証明書又はその写し

⑷　申請書等の作成に用いる言語

①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語表記のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

②　添付書類のうち、金額欄に外国貨幣額を使用している場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨額に換算し、記載すること。

３　競争参加資格を付与しない者

⑴　特別な理由がある場合を除き、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者・被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。

⑵　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

⑶　数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体（共同企業体）であって、その構成員に前記⑴、⑵に該当する者を含む者。

４　競争参加者の資格及びその審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、物品の製造等を希望する者にあっては別記２の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、建設工事を希望する者にあっては総合評定値通知書の総合評定値㈼を付与数値とし、測量・建設コンサルタント等を希望する者にあっては別記３の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

⑵　競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記４の区分に基づいて格付けする。

５　資格審査結果の通知　「資格審査結果通知書」により通知（申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等）する。

６　資格の有効期間

⑴　物品の製造等契約については、資格を付与されたときから令和７年３月31日までとする。

⑵　建設工事等契約については、令和５年４月１日から令和７年３月31日までとする。

なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから令和７年３月31日までとする。

７　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧、及び資格審査に関する照会は別表の申請場所で行う。また、インターネットのホームページにアクセスし、閲覧することもできる。

http://www.fra.affrc.go.jp/cont02/shisetu/index.html

８　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

⑴　今回の申請時において会社更生法に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、申請を行うことができる。

⑵　令和５・６年度物品の製造等に係る競争契約の参加資格を有する者、令和５・６年度建設工事等に係る競争契約の参加資格を有する者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の申請を行うことができる。

⑶　更生手続等開始決定者であって、再度の申請を行わないときは、競争参加資格が取り消される場合がある。

９　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の⑴から⑸までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の参加資格の審査の申請を行うことができる。

⑴　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

⑵　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社